

水巻町 いのち支える 自殺対策計画

2019 年度～2023 年度

誰も自殺に追い込まれることのない、
水巻町をめざして



水 巻 町

はじめに

平成 10 年に国全体の年間自殺者数が 3 万人を超える事態となり、これまで個人の問題とされていた自殺が、平成 18 年自殺対策基本法が制定され、社会の問題として認識されるようになりました。国を挙げての取り組みの結果、自殺者数は減少に転じていますが、いまなお 2 万人を超え、非常事態は続いています。そうした中、平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、どこに住んでいても必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県・市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられました。



自殺対策は「生きることの包括的な支援」であり、それは地域づくりそのものです。誰もが自殺に追い込まれることのない地域を目指すためには、町民の皆様はもとより、さまざまな方々とのネットワークづくりが必要となります。これらの趣旨を踏まえ、地域の実情に即した自殺対策の取り組みを推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて「水巻町のち支える自殺対策計画」を策定しました。

現在、役場庁内では、既存の事業を最大限に活用し、課を超え横断的な支援体制の構築を図っています。また、町民一人ひとりがこころの健康づくりの大切さを意識し、自分自身の問題のみならず、町全体の問題としてお互いに支え合っていく仕組みづくりを進めています。

今後も、町民の皆様との協働により本計画に基づいて、自殺対策を含めたこころの健康づくりに取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり御尽力いただきました関係者の皆様をはじめ、貴重な意見をいただきました多くの町民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

水巻町長 美浦喜明

水巻町いのち支える自殺対策計画 目次

はじめに	1
第 1 章 計画の概要	4
1. 計画の趣旨	4
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の数値目標	5
第 2 章 水巻町の現状	6
1. 水巻町の地域特徴	6
2. 水巻町の自殺の現状	10
3. これまでの取り組み	17
第 3 章 いのち支える自殺対策の取り組み	18
1. 基本的な考え方	18
2. 基本施策	21
3. 重点施策	31
第 4 章 自殺対策の推進体制	42
第 5 章 用語解説	43

第 6 章 資料 44

1. 自殺対策基本法 44
2. 自殺総合対策大綱（概要） 47
3. 水巻町自殺総合対策協議会条例 48
4. 水巻町自殺対策庁内推進委員会要綱 50
5. 水巻町自殺対策庁内推進委員会経過 52
6. 水巻町自殺総合対策協議会委員名簿 54
7. 水巻町いのち支える自殺対策計画策定経過 55



第 1 章 計画の概要

1. 計画の趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10 年に急増し、3 万人を超える高水準で推移していました。平成 18 年の自殺対策基本法の制定により、「個人の問題」としてとらえがちであった自殺は広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げての自殺対策が推進されました。その結果、自殺者は減少傾向にありますが、いまだ年間 2 万人を超える人が自ら尊い命を落とされており、先進諸国に比べても高い自殺死亡率となっています。

平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、すべての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

これを受けて水巻町でも、町の自殺対策計画を策定し、「生きることの包括的な支援」として地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない水巻町」の実現を目指します。

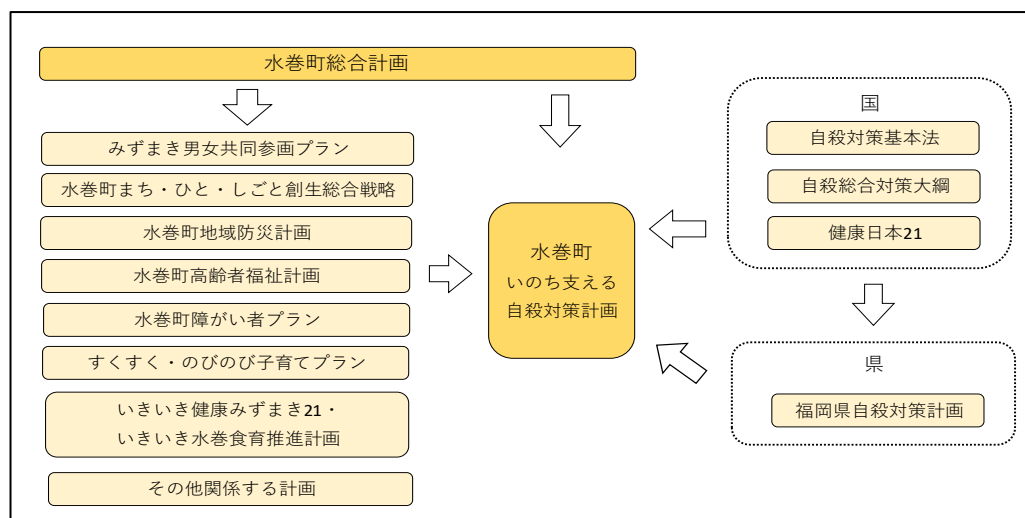
2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の定める自殺総合対策大綱および町の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。

また「福岡県自殺対策計画」や「水巻町総合計画」「水巻町高齢者福祉計画」「いきいき健康みずまき 21・いきいき水巻食育推進計画」などの関連計画と整合性を図ります。

さらに、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に基づく「水巻町地域福祉計画」の一部も兼ねています。

●水巻町自殺対策計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、国の自殺総合対策大綱の改訂がおおむね5年に一度であること、福岡県自殺対策計画の計画期間が5年間であることを踏まえ、平成31年度から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

4. 計画の数値目標

本計画の数値目標は、国の数値目標である「平成38年（2026年）までに自殺死亡者を平成27年と比べて30%以上減少させる」に準じます。

水巻町においても平成38年（2026年）までに自殺死亡者を平成27年と比べて30%減少させるために、計画の期間である平成35年（2023年）までに自殺死亡者を21.6%減少させることを目標とします。

ただし、水巻町では人口規模が小さく、自殺者一人による自殺死亡率の変動が大きいことから、自殺死亡率の数値目標には過去5年間の自殺死亡率の平均値を用いることとします。

●水巻町の数値目標

	現状	目標値	参考値
	H27年 (H23~H27 平均)	H35年（2023年） (H31~H35 平均)	H38年（2026年） (H34~H38 平均)
自殺死亡率 (10万人対)	25.0	19.6	17.5
自殺者数	7.4人	5.8人	5.2人
対現状比	100%	78.4%	70%

出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

（参考）福岡県自殺対策計画における数値目標

平成34年までに自殺死亡者を平成27年の17.8と比べて19%以上減少させ、14.4以下とする。

第2章 水巻町の現状

1. 水巻町の地域特徴

・水巻町の地理

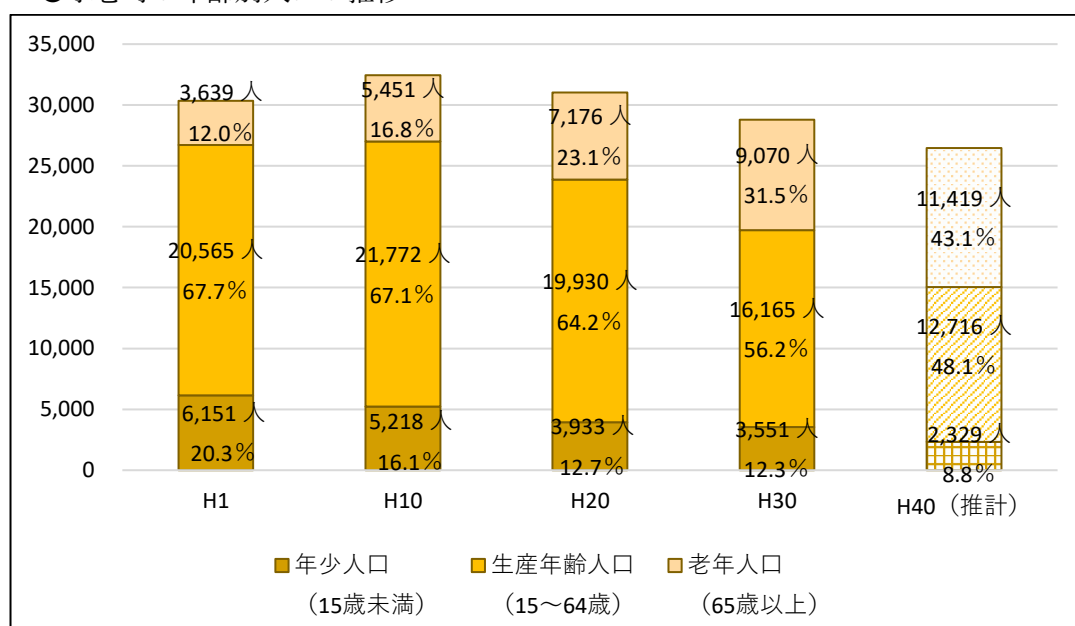
水巻町は、福岡県の北部に位置し、東は北九州市、西は遠賀川に隣接した南北に細長い町です。面積は11.01平方キロメートルで、福岡県内60市町村のうち4番目に小さく、さまざまな都市機能がコンパクトにまとまっています。町内には2つのJR駅が所在し、国道3号線が町の中心部を走ることで、北九州都市圏、福岡都市圏への交通アクセスに優れています。

・年齢別人口の推移

水巻町の人口は28,786人（平成30年3月末時点）です。人口は平成10年ごろをピークに徐々に減少し、少子高齢化の傾向にあります。

65歳以上の高齢化率は31.5%（平成30年3月末時点）であり、平成40年の推計では43.1%に達する見込みです。

●水巻町の年齢別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年3月31日時点の年齢別人口）

高齢化率推計については平成42年（2030年）までの人口を、平成17年と平成22年の国勢調査による男女各歳人口を基に、「コーホート要因法」によって求めた。

・生活保護率

水巻町の生活保護率は4.66%¹であり、福岡県の2.49%²の約2倍、全国1.67%³の約3倍という高い割合です。遠賀郡内の比較でも、芦屋町が3.37%⁴、岡垣町が1.78%⁵、遠賀町が1.50%⁶と水巻町が特に高い割合となっています。

・公営住宅戸数

水巻町の全世帯数は12,220世帯（平成28年4月1日時点）です。UR都市機構などの大型民間住宅を含む公営住宅等の管理戸数は3,814戸であり、全国でも上位に入る高い割合です。

これは、炭鉱閉山に伴い、炭鉱跡地の再開発や開発事業による住宅団地の造成や住政策に取り組んできた歴史的背景によるものです。

●水巻町の全世帯数に占める公営住宅等管理戸数

全世帯数	公営住宅等管理戸数（戸）			
	町営住宅	県営住宅	その他 （UR都市機構、 雇用促進住宅）	小計
12,220	1,934	840	1,040	3,814

出典：平成27年国勢調査、平成28年度水巻町統計資料知るえっと

1,4～6 被保護世帯の地域別適用状況調べ 平成30年3月 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

2,3 生活保護速報 平成30年3月 福岡県福祉労働部

・医療の状況

水巻町内の医療機関は病院が3か所、診療所が22か所、病床数が512床、精神科病床が0床¹となっています。人口10万人あたりの数で比較すると全国に比べて病院数、病床数が多い状況です。

しかし、町内には精神科、心療内科をもつ医療機関がなく、受診については近隣の医療機関を利用している現状です。

●人口10万人当たりの病院・病床数等

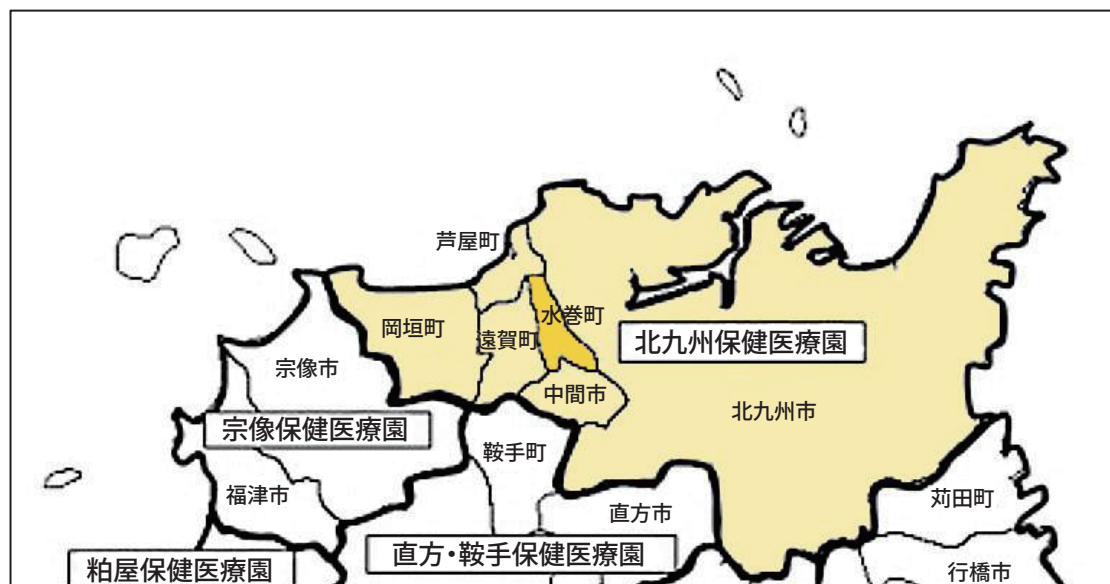
	水巻町	福岡県	全国
病院数	10.4	9.0	6.7
診療所数	76.4	91.2	80.0
病床数	1,778.6	1,836.6	1,311.3
精神科病床数（再掲）	0	417.8	263.3

出典：福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 平成30年度業務概要
平成28年医療施設（動態）調査

・二次保健医療圏について

水巻町は福岡県の二次保健医療圏では北九州保健医療圏に属しています。そのため、医療サービスを受ける場合には町内のみならず、遠賀郡・中間市や北九州市の医療機関も多く利用しています。

●福岡県二次保健医療圏図（一部）



出典：福岡県保健医療計画 平成30（2018）年3月

¹ 平成30年度業務概要 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

○水巻町の地域特徴まとめ

- ・狭い町内に都市機能がまとまっており、交通アクセスに優れている
- ・人口は少子高齢化の傾向にある
- ・生活保護率が高い
- ・公営住宅が多い
- ・医療資源はあるが、精神科をもつ医療機関が町内にない

2. 水巻町の自殺の現状

自殺の統計については厚生労働省の「地域における自殺の基礎統計（H21～29）」と自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル（2017）」に基づいています。

・自殺者数、自殺死亡率の推移

水巻町の自殺者数は減少傾向ですが、人口規模が小さいため、自殺者数の変化に応じて自殺死亡率の年次変動が大きいです。

水巻町の平成 21 年から平成 29 年の年間の自殺者数の平均は 7 人です。また、自殺死亡率の平均では、国 21.0、福岡県 21.8、水巻町 23.6 となっており、国・県と比較しても自殺死亡率は高い状態にあります。

●自殺者数の推移（人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	平均
水巻町	9	8	10	7	6	9	5	3	6	7
福岡県	1,296	1,252	1,298	1,189	1,124	1,081	954	873	877	1,105
全国	32,485	31,334	30,370	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127	26,741

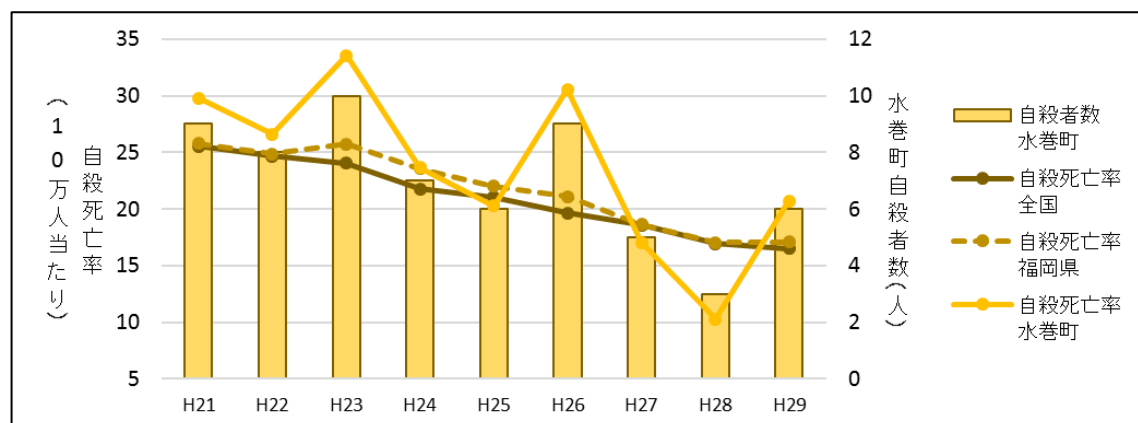
出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（H21～29）

●自殺死亡率（人口 10 万人対）の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	平均
水巻町	29.8	26.6	33.5	23.7	20.3	30.6	17.0	10.3	20.7	23.6
福岡県	25.8	24.9	25.7	23.6	22.0	21.1	18.6	17.0	17.1	21.8
全国	25.6	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0	16.5	21.0

出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（H21～29）

●自殺者数と自殺死亡率の推移



・自殺者の性別・年代別区分

水巻町の平成21年から平成29年の9年間の自殺者を年代別で見ると、60～69歳が18人（約29%）、30～39歳が13人（約21%）、次いで40～49歳、50～59歳がともに8人（約13%）となっています。

性別にみると、男性が44人（約70%）、女性が19人（約30%）を占めています。これは全国と同様の男女比です。

性別・年代別で見ると、男性では30～69歳までの青壮年期の自殺者が多く、女性では60～69歳、30～39歳の年代で自殺者が多くなっています。

●性別・年代別自殺者数（人）

年代区分		20 歳 未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80 歳 以上	計	
										人数	割合
男性		1	3	8	7	7	11	2	5	44	69.8%
女性		0	0	5	1	1	7	3	2	19	30.2%
合 計	人数	1	3	13	8	8	18	5	7	63	100.0%
	割合	1.6%	4.8%	20.6%	12.7%	12.7%	28.6%	7.9%	11.1%	100.0%	

出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（H21～29）

・性別・年代別自殺死亡率の比較

水巻町の性別・年代別の自殺死亡率（平成 24 年から平成 28 年平均）は、男性の 20 歳代、30 歳代、50 歳代、女性の 30 歳代、60 歳代で全国と比較して高くなっています。

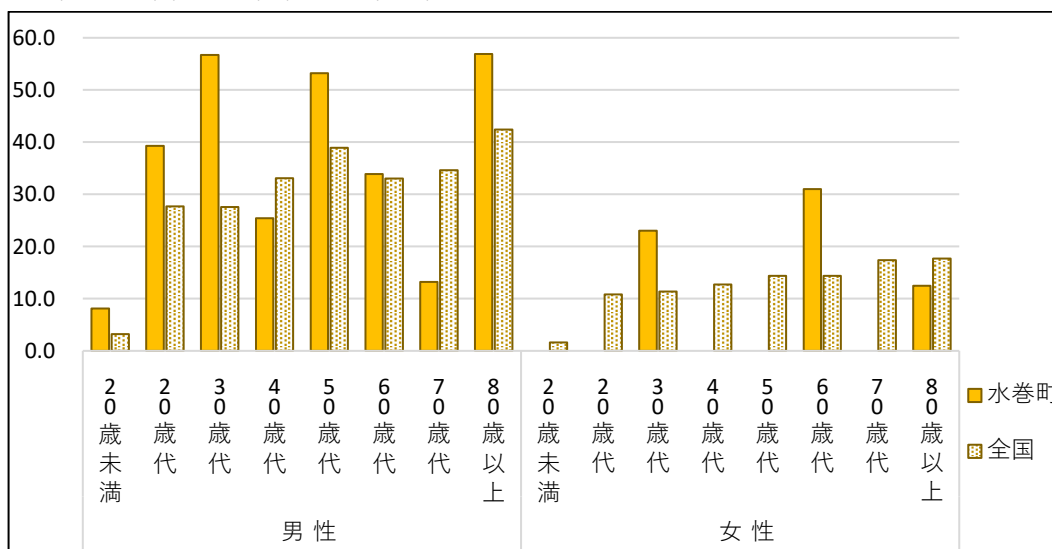
地域自殺実態プロファイルにおいても、水巻町の自殺の特徴として、若年層（39 歳以下）の自殺死亡率が特に高いことが示されています。

●性別・年代別自殺死亡率（H24 年～28 年平均）

性別	年代区分	水巻町	全国
男性	20 歳未満	8.1	3.2
	20 歳代	39.3	27.7
	30 歳代	56.7	27.6
	40 歳代	25.4	33.1
	50 歳代	53.2	38.9
	60 歳代	33.9	33.0
	70 歳代	13.2	34.6
	80 歳以上	56.9	42.4
女性	20 歳未満	0.0	1.6
	20 歳代	0.0	10.8
	30 歳代	23.0	11.4
	40 歳代	0.0	12.7
	50 歳代	0.0	14.4
	60 歳代	31.0	14.4
	70 歳代	0.0	17.4
	80 歳以上	12.5	17.7

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

●性別・年代別の自殺死亡率比較

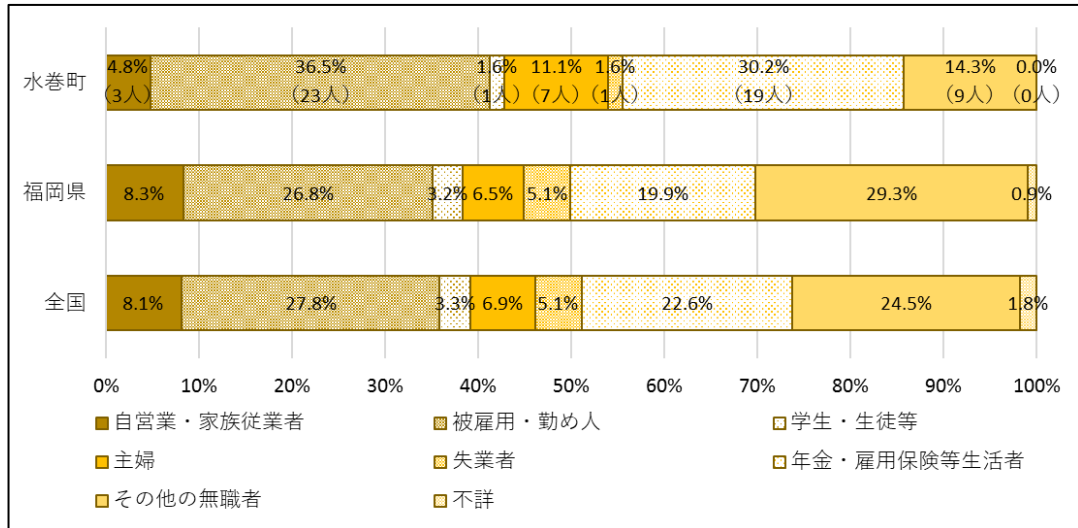


・自殺者の職業別割合

水巻町の平成21年から平成29年の9年間の自殺者の職業別でみると、被雇用・勤め人が23人（36.5%）、年金・雇用保険等生活者が19人（30.2%）、その他無職者が9人（14.3%）となっています。

国・県と比較して、水巻町は自殺者に占める被雇用・勤め人、年金・雇用保険等生活者の割合が高くなっています。

●自殺者の職業別割合比較

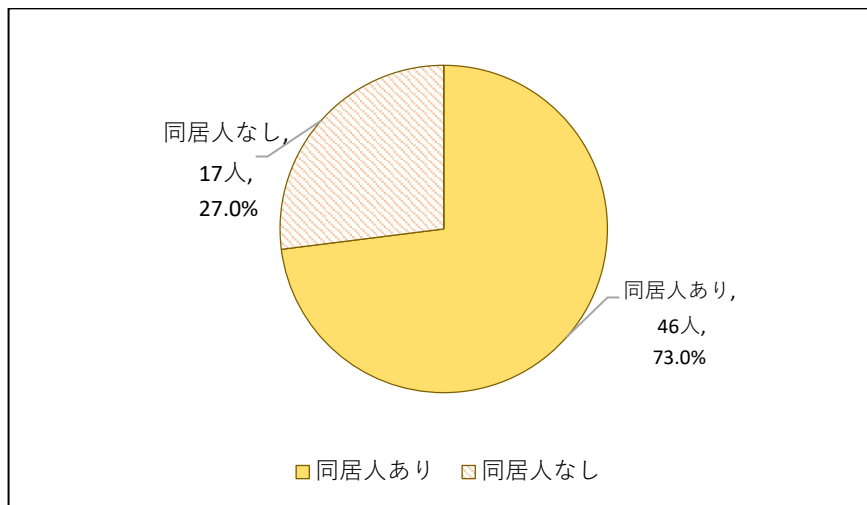


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（H21～29）

・自殺者の同居人の有無

水巻町の平成21年から平成29年の9年間の自殺者の同居人の有無は、同居人ありが46人（73.0%）、同居人なしが17人（27.0%）で、これは国・県とほぼ同様の割合です。

●自殺者の同居人の有無

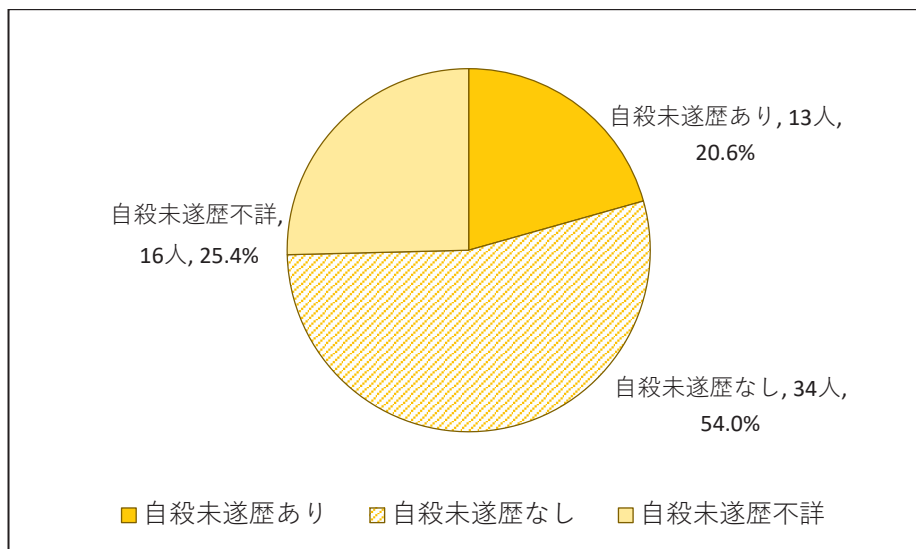


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（H21～29）

・自殺未遂歴の有無

平成 21 年から 29 年における水巻町の自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂歴がある人は 13 人（20.6%）、自殺未遂歴がない人は 34 人（54.0%）で、これは全国とほぼ同じ割合です。

●水巻町の自殺者の自殺未遂歴の有無

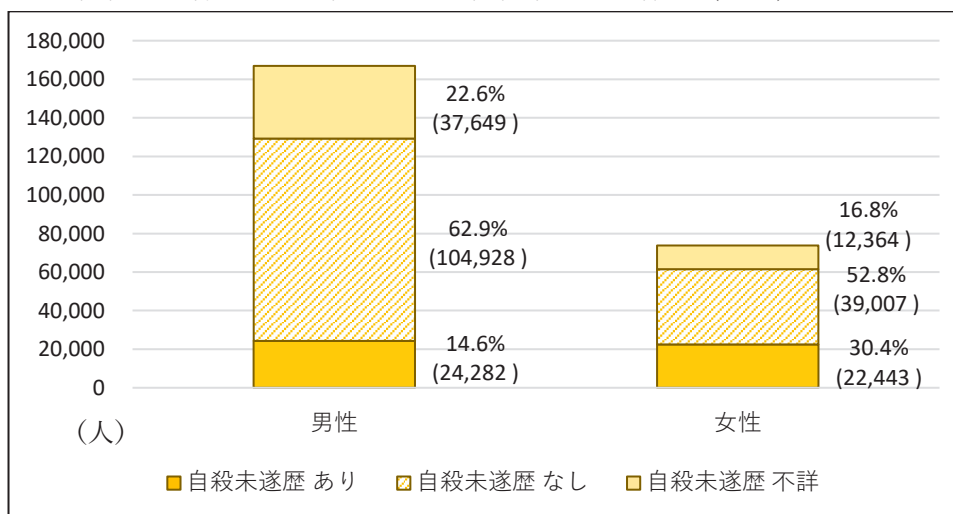


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（H21～29）

・男女別の自殺未遂歴の傾向

水巻町の自殺未遂歴の有無では性別が示されていませんが、全国の自殺死亡者のうち自殺未遂歴の有無（不詳含む）を性別で示したものが下のグラフです。男性では約 15 %に自殺未遂歴があり、女性のそれは約 30 %となっています。このことから、自殺死亡者のうち、女性は自殺未遂歴のある人が多く、男性は自殺未遂歴がない人が多いことがわかります。

●自殺死亡者のうち、性別による自殺未遂歴の有無（全国）



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（H21～29）

・自殺の原因（危機経路）

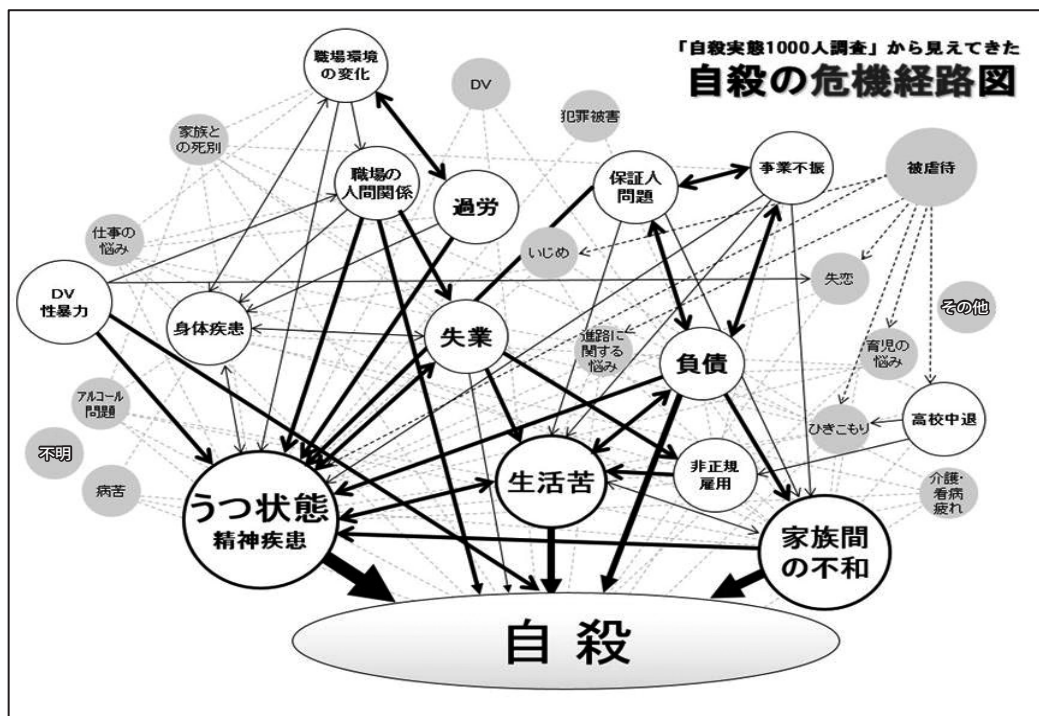
地域における自殺の基礎資料によると、水巻町の自殺の原因は健康問題が最も多く、次に家庭問題となっています。自殺に至る原因や動機は、さまざまな要因が複合的に絡み合っており、最終的にはうつ状態から自殺に至ることが多いと言われています。

下記の図は、NPO 法人ライフリンクが行った、自殺の実態調査からみえてきた「自殺の危機経路図（自殺に至るプロセス）」です。

この図中の○印の大きさは要因の発生頻度の高さを表しており、矢印の太さは要因間の因果関係の強さを表しています。

またこの調査では、自殺に至るまでに平均4つの要因が複合的に連鎖していると言われています。

●自殺の危機経路図



出典：NPO 法人ライフリンク「自殺の危機経路図」

・水巻町の自殺の特徴 （水巻町地域自殺実態プロフィールより）

自殺総合対策推進センターの地域自殺実態プロフィールによると、水巻町の自殺の特徴は以下のようになっています。地域自殺実態プロフィールでは自殺の動機の集計は行っておらず、表に示した危機経路は自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク）を参考に一例を示したものです。

●水巻町の主な自殺の特徴 特別集計（自殺日・居住地、H24～28 合計）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対)※	背景にある主な自殺の危機経路※※ (一例)
1 位：男性 20～39 歳 有職同居	5	16.7%	47.0	職場の人間関係/仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
2 位：男性 40～59 歳 有職同居	5	16.7%	39.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位：男性 20～39 歳 無職同居	3	10.0%	109.3	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4 位：男性 60 歳以上 無職独居	3	10.0%	105.6	失業（退職）+死別・離婚→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5 位：男性 60 歳以上 無職同居	3	10.0%	24.9	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした。

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2017）」

○水巻町の自殺の現状まとめ

- ・自殺者数は減少傾向にあるが、国・県に比べて自殺死亡率は高い
- ・過去 9 年の年間の自殺者数の平均は 7 人で、自殺者のうち男性が 7 割を占める
- ・男性では 30～69 歳までの青壮年期、女性では 60～69 歳、30～39 歳の年代で自殺者数が多い
- ・特に 30 歳代以下の若年層の自殺死亡率は全国より高い
- ・被雇用・勤め人、年金・雇用保険等生活者の自殺者の割合が、国・県よりも高い
- ・自殺の原因や動機はさまざまな要因が複合的に絡み合っている

3. これまでの取り組み

水巻町では、自殺対策の推進にあたり、平成22年に水巻町自殺対策庁内検討委員会（平成26年に水巻町自殺対策庁内推進委員会に変更）を設置しました。現在水巻町自殺対策庁内推進委員会の事務局は健康課とし、地域づくり課、福祉課、住民課、総務課、学校教育課、産業環境課、児童少年相談センターより委員を1名ずつ選出し、横断的に自殺対策の取り組みを行っています。

水巻町自殺対策庁内推進委員会は年3回程度開催し、毎年自殺対策の行動計画を立て、ゲートキーパー研修や各課で町民へ普及啓発を行っています。

平成29年から若年層対策事業として、いのちの大切さと相談先を掲載したクリアファイルを町内の小学6年生・中学3年生に配布し、若い世代への普及啓発にも取り組んでいます。

●水巻町自殺対策庁内推進委員会実績（H22年～H29年度）

	実施内容	実 績
ワ ー ク ス	自殺対策庁内推進委員会	毎年3回程度
人 材 育 成	ゲートキーパー養成などの研修会の開催	毎年1回
	職員向けリーフレットの作成・配布	適宜
普 及 ・ 啓 発	町民向けパンフレットの作成・配布	適宜
	相談先を掲載したクリアファイルの作成・配布	H25年：1,000部
	相談先を掲載した回覧板フォルダーの作成・活用	H25、29年：各1,000部
	こころの体温計（メンタルチェックシステム）導入	H26年～
	啓発用ティッシュを作成し、駅前で配布（9月、3月）	適宜
	町内公共機関トイレの洗面台に相談カードを設置	H26年～
	図書館で、自殺等関連書籍・リーフレットなどを設置した特別書架（9月、3月）	H23年～
	広報にてこころの健康についての記事を掲載	H25年～
若 年 層 対 策	講演会（小学5・6年生）	H25年：2校
	相談窓口を掲載したクリアファイルの配布（町内の小学6年生、中学3年生）	H29年～

※平成22年度からの取り組みの経過は第6章に添付

第3章 いのち支える自殺対策の取り組み

1. 基本的な考え方

・自殺対策の基本理念

国の自殺総合対策大綱では、自殺対策の基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

水巻町においてもこの理念を基に、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない水巻町をめざして」を基本理念として、全庁で横断的に取り組み、関係機関とのネットワークの強化を図りながら、地域全体で自殺対策を推進していきます。

基本理念

～ 誰も自殺に追い込まれることのない水巻町をめざして ～

・自殺対策の基本認識

水巻町における自殺対策において、町の自殺の現状と課題を踏まえ、以下のような基本認識に基づいて取り組みます。

基本認識

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題である
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、自殺対策は継続して取り組むべき課題である
- (3) 地域レベルの実践的な取り組みを PDCA サイクルを通じて推進する

・自殺対策の基本方針

基本理念の実現を目指して、自殺対策における基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱に沿って、次の5つを自殺対策の基本方針とし、総合的な自殺対策を推進していきます。

基本方針

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを推進し、社会全体の自殺のリスクを低下させます。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺の要因は複数でかつ複雑に関係しているため、さまざまな分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれの自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、相互に連携しながら総合的に推進します。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺に至るまでの段階において「事前対応」「危機対応」「事後対応」と段階に応じた施策を講じていきます。また「対人支援」「地域連携」「社会制度」の3つのレベルを有機的に連動させ、総合的な自殺対策を推進します。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

町民一人ひとりが身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、つないで、見守っていくことや、危機に陥った場合に助けを求めることが地域全体の共通認識となるよう、双方の啓発活動を強化します。

(5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業および町民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、それぞれが果たすべき役割を明確化・共有化し、相互の連携と協働の仕組みを構築できるよう取り組んでいきます。

・基本施策と重点施策

水巻町では、町の自殺実態を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない水巻町」の実現を目指して、主に以下の 8 つの施策を展開していきます。

基本施策は、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組む必要があるとされている 5 つの基盤的な取り組みを基に構成しています。

本計画では基本施策のひとつである「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」は重点施策の「子ども・若者への対策」へ統合しています。

基 本 施 策
1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 町民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援

重点施策は、「地域自殺実態プロファイル」において水巻町に推奨される重点パッケージである「子ども・若者」「勤務者・経営者」「無職者・失業者」「生活困窮者」対策に加えて、町の高齢化の現状を鑑みて「高齢者」を重点施策の対象とし、取り組みます。

また、「高齢者」には、高齢者のみならず、社会的な支援が必要と考えられる「障がい者等」も含めることとします。

「無職者・失業者」と「生活困窮者」は社会的背景が似ていることから、ひとつにまとめました。

重 点 施 策
1 子ども・若者への対策 2 勤務者・経営者への対策 3 無職者・失業者・生活困窮者への対策 4 高齢者・障がい者等への対策

2. 基本施策

水巻町における基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
	・水巻町自殺総合対策協議会、水巻町自殺対策庁内推進委員会の設置 ・地域活動を支える人への支援、医療体制の確保
2	自殺対策を支える人材の育成
	・自殺対策に関する研修やゲートキーパー研修の開催 (町民、地域関係者、学校関係者、役場職員など対象)
3	町民への啓発と周知
	・行政出前講座や広報、ホームページ、公共施設での啓発活動 ・こころの体温計（メンタルチェックシステム）をホームページへ掲載 ・9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に、図書館や学校図書室で 関連書籍コーナーを設置 ・相談機関の啓発周知と活用促進
4	生きることの促進要因への支援
	・生涯を通じた生きがいづくりへの支援や町内の環境の整備（見守り活動、 道路、公園の整備など） ・相談窓口の提供 ・遺された人への支援 ・災害対策 ・自殺企図者の救命や精神科医への紹介

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

水巻町の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない水巻町」を実現するためには、国や県、町、関係団体、企業、町民が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

水巻町では、平成22年から水巻町自殺対策庁内推進委員会を立ち上げ、庁内における横断的な自殺対策を推進しています。平成30年には水巻町自殺総合対策協議会を設置し、地域の関係団体との連携も強化しながら、さらなる自殺対策の推進に努めています。

●取り組み・内容・担当

	取り組み	内容【担当】
1	地域活動を支える人への支援	区長、公民館長、民生委員・児童委員の他、地域のボランティア団体への支援を行うことで、地域の横のつながりの充実を図ります。 【地域づくり課、生涯学習課、健康課、水巻町社会福祉協議会】
2	連携中枢都市圏「北九州都市圏域」事業	経済的な結びつきの強い近隣自治体と連携中枢都市圏を形成し、圏域の経済の活性化や公共サービスの確保を図ります。今後、ひきこもり、障がい施設などの連携利用ができるように努めます。 【企画課・健康課】
3	医療体制の確保	休日・夜間の急病患者に対する診療の体制を確保することで、自傷行為など支援が必要な場合には関係機関と連携をとり、自殺対策と連動させていきます。 【健康課】
4	水巻町自殺総合対策協議会	関係機関などで構成する水巻町自殺総合対策協議会において関係機関などとの連携を強化し、町全体での取り組みを推進していきます。 【水巻町自殺総合対策協議会】
5	水巻町自殺対策庁内推進委員会	庁内の各部署が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進していきます。 【水巻町自殺対策庁内推進委員会】

●目標値

取り組み	現状値（平成 30 年度）	目標値（2023 年度）
水巻町自殺総合対策協議会の開催	5 回/年（計画策定年）	2 回/年以上
水巻町自殺対策庁内推進委員会の開催	3 回/年	3 回/年以上

●今後の方針

今後は、広域的なネットワークの構築を目指し、保健所レベルで関連部署（警察、消防、精神科、救急医療など）の連携会議を持てるよう働きかけていきます。

【水巻町自殺総合対策協議会・健康課】

また、町内に精神科がないため、かかりつけ医から精神科医へつないでいけるようなネットワークの強化を推進していきます。

【遠賀中間医師会・福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所・水巻町】

基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

誰もが自殺に追い込まれることのない水巻町を実現するためには、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、そのための人材育成を充実させる必要があります。そのために保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係者や、町民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。

水巻町では、地域にゲートキーパーとしての役割を担う人材を増やし、地域で支える体制を構築するため、水巻町自殺対策庁内推進委員会での行動計画に基づき、役場職員の研修や地域関係者へのゲートキーパー等研修を毎年開催しています。

●取り組み・内容・担当

	取り組み	内容【担当】
6	役場職員を対象とする研修	窓口業務や相談の際に、早期に悩みや自殺のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取り組み意識を高めるために、全職員を対象としたゲートキーパー等研修会を開催・参加します。 【全庁】
7	役場職員以外への研修	身近な地域で支え手となる町民の育成を進めることで、地域における見守りの体制を作るために、ゲートキーパー等研修会を開催します。 【全庁】
8	教職員向け研修	福岡県や北九州教育事務所が実施する自殺対策に関する研修会への積極的な参加を推進します。 【学校教育課】
9	研修会への参加	福岡県や関係機関が実施する自殺対策に関する研修会へ参加します。 【全庁】
10	ゲートキーパー研修	地域の要望に応じて、身近な人の悩みに気づき、生きる力の回復につなげる「ゲートキーパー」を養成するための研修を行います。 【福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所（精神保健係）】
11	自死遺族支援関係者研修	福岡県精神保健福祉センターが実施する「自死遺族支援関係者研修会」へ役場職員が参加し、自死遺族支援に携わる職員の資質の向上を図ります。 【健康課・福岡県精神保健福祉センター】
12	ひきこもり支援関係者研修、 ひきこもりサポーター 派遣事業	ひきこもりで悩んでいる人のもとへ福岡県に登録されているひきこもりサポーターを必要な場合派遣し、支援を行います。 【健康課・福岡県精神保健福祉センター】

●目標値

取り組み	現状値（平成 30 年度）	目標値（2023 年度）
ゲートキーパー等研修	開催回数：1 回/年 理解度：アンケートで「研修内容が理解できた」と答えた人の割合 62%	開催回数：1 回/年以上 理解度：アンケートで「研修内容が理解できた」と答える人の割合 70%以上
役場職員を対象とする研修	受講率：96% （H26 年～28 年合計） 理解度：アンケートで「研修内容が理解できた」と答えた人の割合 68.9% （H26 年～28 年平均）	受講率：2023 年度までに職員受講率 100% 理解度：アンケートで「研修内容が理解できた」と答える人の割合 80%以上

●今後の方針

今後はゲートキーパー等研修を受講する対象者を拡充していきます。また、ゲートキーパー研修を受けた人へのステップアップを図ります。

【水巻町自殺総合対策協議会・水巻町自殺対策庁内推進委員会】

基本施策3 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ること」です。危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが必要であるというものの理解を促進することで、「自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく」という自殺対策における町民一人ひとりの役割についての意識が共有されることが必要です。

水巻町では、教育活動、広報活動などを通じて自殺対策に関する知識の普及啓発や、さまざまな問題に関する相談先の周知を推進しています。

●取り組み・内容・担当

	取り組み	内容【担当】
13	リーフレット・啓発グッズの作成と周知	相談先情報を掲載した啓発グッズを作成・配布し、自殺予防と早期発見の啓発を行います。また、住民向けガイドブックなどの作成の際にも生きる支援につながる情報を掲載します。【全庁】
14	行政出前講座	町民からの要望を受けて実施する出前講座において、行政に関する情報をわかりやすく伝えとともに、生きる支援につながる情報を提供します。【生涯学習課】
15	こころの体温計	ホームページにメンタルチェックシステムを掲載し、自身の健康状態を把握してもらうとともに、相談窓口の普及啓発を行い、こころの健康づくりを推進します。【健康課】
16	DV予防啓発 DV:ドメスティックバイオレンス	「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせた広報・啓発活動を行います。【地域づくり課】
17	図書館・学校図書室における啓発用ブースの設置	図書館・学校図書室で、9月・3月の自殺対策啓発期間に合わせ、関連する図書資料やポスターなどの企画展示やリーフレットの配布を行います。【図書館・歴史資料館・学校教育課】
18	広報・ホームページを活用した啓発活動	広報・ホームページで、生きる支援関連の記事や相談会などの情報を掲載し、町民に周知を図ります。【全庁】
19	施設での普及啓発活動	公共施設（役場、中央公民館、図書館、いきいきほーるなど）で、ポスターの掲示やチラシの配架を行い、情報発信の場とします。【全庁】

●目標値

取り組み	現状値（平成 30 年度）	目標値（2023 年度）
こころの健康づくり、生きる支援に関連する啓発グッズの配布・PR	約 1,000 部/年	1,400 部/年（人口の約 5%） 配布先は水巻町自殺対策庁内推進委員会で検討
図書館の生きる支援に関する特別書架の展示	2 回/年（9 月・3 月）	継続
こころの健康づくりに関する記事の広報掲載	1 回/年	1 回/年以上

●今後の方針

相談できる場所がありますが、町民に十分周知できていないため、生活圏（駅、学校、医療機関、飲食店、商店、コンビニエンスストア、施設内トイレなど）を利用した普及啓発を行い、相談先が町民の目に触れる機会を増やしていきます。

【全庁・水巻町自殺対策庁内推進委員会】

また、生活圏域の関係機関（保健医療関係、教育関係、福祉関係、労務関係、地域団体など）と連携した普及啓発ができるよう働きかけていきます。

【全庁】

基本施策４ 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。そのため生きることの促進要因への支援という観点から、居場所づくりや環境整備、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

水巻町では、生きがいづくりや居場所づくりを行うとともに、「生きることの阻害要因を減らす」ため、こころの相談や、その他さまざまな問題に対して専門的な相談に応じ、解決に向けて支援を行っています。

●取り組み・内容・担当

	取り組み	内容【担当】
20	生涯を通じた生きがいづくり	公民館講座、サークル活動、ボランティア養成（いきいきはつらつ塾）、スポーツなどにより、生涯を通じた生きがいづくりを推進します。 【生涯学習課】
21	図書館・歴史資料館の活用	地域住民の「知の拠点」および「課題解決支援の拠点」としてのサービスを提供するとともに、居場所づくりや過ごしやすい環境の提供を行います。 【図書館・歴史資料館】
22	遺された人への支援	住民課窓口で自死遺族へのチラシの配架を行います。【住民課】
23	消費生活センターにおける相談	水巻町消費生活センターにおいて、相談員が消費生活のさまざまな問題に対する相談を受け付け、情報提供や問題解決の支援を行います。 【産業環境課】
24	相談窓口の提供（住民相談）	家族、近隣間のトラブルや悩みなどを人権擁護委員、行政相談委員や弁護士、司法書士などが問題の対応に当たります。 【総務課・水巻町社会福祉協議会】
25	各課窓口・相談業務	窓口・相談業務、訪問業務などにおいて、職員一人ひとりがゲートキーパーであるという認識を持ち、問題を抱える人に気づき、適切な支援につなげていきます。 【全庁】
26	環境・公害などの相談	生活環境や公害に関する町民からの相談は、相談内容を正確に把握するとともに、必要に応じて関係機関へつなぎ、問題の早期解決を目指します。 【産業環境課】
27	道路など巡回パトロール	道路、河川、公園などのパトロールとホームレスなどへの対応を行います。 【建設課】
28	道路・公園などの環境整備	ハイリスク地（道路、河川敷、公園など）の環境整備を行い、住みよい町を目指します。 【建設課】

	取り組み	内容【担当】
29	災害対策	平常時より防災体制の整備を行い、災害が起こった際には被災者に対する中長期的な支援を行います。 【全庁】
30	ソーシャルワーカー、精神科医への紹介	救急外来受診時に精神疾患を疑った際には精神科医、また社会環境整備のためのソーシャルワーカーへの紹介などで社会資源活用へつなげます。 【遠賀中間医師会・産業医科大学病院など】
31	自殺企図者の救命	自殺企図者の救命を行い、再び社会活動ができるように努めています。 【遠賀中間医師会・産業医科大学病院など】
32	ふくし総合相談窓口 (みずまき社会福祉法人ネットワーク事業)	みずまき社会福祉法人ネットワークを構成する町内の各社会福祉法人において、各分野で培った知識と人材を活用し、法人間の連携・協働のもと、町民の悩みごとに関する相談窓口を開設しています。 【水巻町社会福祉協議会】
33	日常生活自立支援事業	認知症や知的・精神などの障がいが理由で判断能力が十分でないため日常生活に困っている方に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの個別援助を行い、利用者の利益を保護しながら、地域での自立した生活に向けた支援を行います。 【水巻町社会福祉協議会】
34	地域での声かけと見守り活動	民生委員・児童委員はひとり暮らし高齢者また高齢者夫婦、障がい者、子育て家庭などの日常的訪問活動をしていく中で孤立、孤独死、ひきこもりを防ぐための声かけと見守り活動を続けていきます。 【民生委員・児童委員協議会】
35	町民相談	家庭問題や経済問題などの相談を受けた場合は適切な関係機関につなぎます。 【水巻町議会】
36	自立相談支援事業 (子ども支援オフィス) (困りごと相談室)	子育て、家計、就労、生活全般など、家庭の困りごとについて、相談員が話を聞き、解決策をともに考えます。 【福岡県自立相談支援事務所】
37	精神保健福祉相談	保健師および精神科医による相談を行い、必要な情報提供や傾聴による不安の軽減を図り、必要な場合は医療へのつなぎを行います。 【福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所(精神保健係)】
38	精神保健福祉相談、 アルコール・薬物相談	本人、家族、医療機関およびその他の関係機関からの相談で、アルコール、薬物など専門的な相談が必要な場合は、福岡県精神保健福祉センターが実施する「精神保健福祉相談」「アルコール・薬物相談」などへつなぎます。 【健康課・福岡県精神保健福祉センター】

	取り組み	内容【担当】
39	自死遺族のための法律相談	家族などを自死で亡くされた人で、相続・借金・補償問題など、さまざまな自死に伴い生じる法律問題を抱えている人からの相談について、必要に応じて福岡県精神保健福祉センターが実施する「自死遺族のための法律相談」などへつながります。 【健康課・福岡県精神保健福祉センター】
40	自死遺族の相談	身近な人を自死で亡くされて気持ちの整理がつかないなどの苦しみを抱えている人からの相談について、必要に応じて福岡県精神保健福祉センターが実施する「自死遺族の相談」などへつながります。 【健康課・福岡県精神保健福祉センター】

●目標値

取り組み	現状値（平成 30 年度）	目標値（2023 年度）
広報・ホームページを利用した町民への相談先の周知	1 回以上/年	継続

●今後の方針

自殺未遂者の把握と本人を取り巻く家族などへの支援に向けて、医療機関・消防・警察・県などの関係機関と連携を取れるような体制づくりの構築に努めます。

【遠賀中間医師会・福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所・水巻町】

自死遺族への支援は、水巻町だけでは取り組みが難しいため、近隣自治体の資源を活用できるよう連携中枢都市圏「北九州都市圏域」などへ働きかけます。 【健康課・企画課】

3. 重点施策

水巻町における4つの重点施策	
1 子ども・若者への対策	・SOS の出し方に関する教育の推進および連携 ・教育相談、不登校児童生徒への支援 ・子育て世代包括支援センターを拠点とした子育て家庭への切れ目ない支援の充実 ・青少年問題対策事業
2 勤務者・経営者への対策	・働く世代の健康づくり、勤務環境の充実 ・中小企業資金融資
3 無職者・失業者・生活困窮者への対策	・納税相談、就学相談、ひとり親家庭などさまざまな相談の実施 ・公営住宅の管理
4 高齢者・障がい者等への対策	・地域包括支援センター事業 ・各協議会の活用 ・高齢者の社会参加の促進 ・高齢者、障がい者等の福祉のサービスを通じた生活支援

重点施策 1 子ども・若者への対策

ここでいう「子ども・若者」とは、未就学児・児童生徒・学生とその家族、39歳以下の人が支援の対象です。

子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なります。そのため、それぞれの段階にあった関係機関（保健・医療・福祉・教育・労働など）と連携した切れ目ない支援が必要です。

国が基本施策で掲げる「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」では、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童や生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標に、児童生徒への教育が求められています。

また水巻町では、30歳代の自殺者がほぼ毎年発生しており、39歳以下の若年層の自殺死亡率が全国に比べ高い傾向にあります。

現在は切れ目ない支援を目指し、児童生徒、子育て世代家庭、ひとり親家庭などについても関係機関が連携して、多方面から家族を含めた支援を行っています。

●取り組み・内容・担当

	取り組み	内容【担当】
41	SOS の出し方教育と受け止め方教育の実施	養護教諭などの専門職が授業に参画するティームティーチングの手法を取り入れるなど、より実践的な手法を用います。 また SOS を受け止める側の教育（研修）を行います。 【学校教育課】
42	SOS 相談窓口カードなどの配布	すべての児童生徒に対して、相談できる SOS 相談窓口カードや、SOS ミニレターを配布して、相談先の周知と関係機関の連携を図ります。 【学校教育課】
43	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。必要に応じて個別支援計画を作成し、保健・医療・福祉・教育などの地域の関係機関による支援を行います。 【健康課・子育て支援課】
44	子育て家庭への支援	保育所・幼稚園などの施設および子育てに関する情報の提供・相談を実施します。また、乳幼児の一時預かり事業、産後ヘルパー事業などを実施し、子育て家庭への支援を充実させます。 【子育て支援課】
45	児童少年相談センター事業（ほっとステーション）	19歳までの子どもと、その保護者の相談および子どもたちの居場所の提供などを行い、関係機関と連携して児童虐待の防止などに努めます。また、子育て短期支援事業などを実施し、子どもとその家族の福祉の向上を図ります。 【子育て支援課】
46	子育て支援センター事業	子育て家庭を対象に、親子遊びを通しての交流・仲間づくりの場の提供、育児相談・助言を行うほか、ファミリーサポートセンター事業を実施します。 【子育て支援課】

	取り組み	内容【担当】
47	就学に向けての巡回相談事業 (5歳っ子すくすく相談)	保育所・幼稚園などから小学校への就学がスムーズに移行できるよう関係各課・関係機関と連携を図ります。 【健康課・子育て支援課・福祉課・学校教育課】
48	障がい児支援に関する事業	発達の支援が必要な児童に、児童発達支援・放課後等デイサービスなどのサービスを提供します。 【福祉課】
49	青少年問題対策事業	青少年の健全育成を図るために、青少年問題協議会の開催、街頭補導など青少年の非行防止の事業を推進します。 【生涯学習課】
50	子ども・若者消費者啓発事業	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、小学校5年生、成人式において啓発リーフレットを配付します。 【産業環境課】
51	不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒を対象にした、希望教室・自立を援助する学習・生活指導など、保護者を含めた包括的な支援を行います。 【学校教育課】
52	生活アンケートの実施(毎月) いじめアンケートの実施(学期)	全校生徒を対象にした生活上の不安や悩み、人間関係などのトラブルについて調査し、対象の生徒には詳細を聞いて解決を図ります。 【学校教育課・水巻町校長会】
53	教育相談の実施	学級担任が、生徒一人ひとりの面談を実施し、心の悩みや不安などの解決を援助します。ケースによってはスクールカウンセラーなどと連携を図ります。 【学校教育課・水巻町校長会】
54	高校生の就学継続のための 訪問相談支援事業	高校生が中退することなく卒業するための支援を行います。経済的には、奨学金や家計相談と連携して貸付を斡旋し、いじめや思春期の相談に応じ、解決策をともに考えます。 【福岡県自立相談支援事務所】
55	思春期精神保健相談	不登校、ひきこもりなど思春期のこころの問題で悩んでいる人やその家族からの相談について、必要に応じて福岡県精神保健福祉センターが実施する「思春期精神保健相談」などへつなぎます。 【健康課、福岡県精神保健福祉センター】
56	ひきこもり相談、 フリースペース、 ひきこもり家族教室、 家族サロン	ひきこもっている本人やその家族の方からの相談について、必要に応じて福岡県精神保健福祉センターが実施する「ひきこもり相談」「フリースペース」「ひきこもり家族教室」「家族サロン」などへつなぎます。 【健康課・福岡県精神保健福祉センター】

●目標値

取り組み	現状値（平成 30 年度）	目標値（2023 年度）
児童生徒への SOS の出し方に関する教育の実施	—	授業の一環として、年 1 回実施する
学校関係者への SOS の受け止め方に関する研修の実施	—	1 回以上 (2023 年度までに)
20 歳代以下の自殺死亡率を平成 24 年～28 年の平均と比べて減少させる	10.1 (平成 24 年～28 年平均)	減少 (2019 年～2023 年平均)
クリアファイルの作成・配布	町内の小学 6 年生、中学 3 年生に年 1 回配布	継続

●今後の方針

現在は、学校ごとに校内アンケートを実施し、児童生徒から発信された SOS に対応している状況です。今後さらに学校と水巻町が連携して SOS の出し方教育を進め、こころの危機に陥った自分自身や友人へのかかわり方を学び、また、地域の援助機関などを知ること、問題を一人で背負い込まずに乗り越える力を培うことで、将来的な生きる支援につなげていきます。

若者を中心に広まっている SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は利用しやすい反面、危険性もあるため、子どもに対して SNS を利用する際のルールや危険性について教育を進めていきます。また、SNS を利用した相談は、水巻町だけで取り組むことは困難なため、広域的な対策としての検討が必要です。

義務教育終了後の若者の就学・就労や、30 歳代の青年期の生活状況の把握が難しい状況であるため、関係機関との情報共有に努め、現状を把握し、今後の取り組みとして検討していきます。

【水巻町自殺総合対策協議会・水巻町・町内小中学校・
福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所】



図書館にて関連書籍、リーフレットなどを設置した特別書架



施設内トイレに啓発カードを配置



啓発カード



小中学生に配布しているクリアファイル



施設内の掲示コーナー

重点施策 2 勤務者・経営者への対策

勤務者・経営者において生活時間の多くを仕事が占めており、勤務環境や労働環境は心身に大きな影響を及ぼしやすいといえます。そのため、勤務者・経営者が働きやすく、相談しやすい職場環境を整えることが重要です。

水巻町の平成 21 年から平成 29 年の自殺者 63 人のうち、有職者（被雇用者・勤め人など）は 41.3%（26 人）で、この数値は全国よりやや高い傾向です。

町内には、従業員 50 人未満の小規模事業所が 959 か所あり、全体の約 97%を占めています。また町内常住就業者の約 7 割が他市町村で従業しており、町内従業員の約 6 割が他市町村に常在している状況です。（「地域自殺実態プロファイル（2017）」より）

水巻町でも職域や各事業所と広域的に連携を図り、勤務環境や労働環境の多様化に対応できるよう、産業保健など関係機関と協力しながら、勤務者・経営者の対策に取り組んでいく必要があります。

●取り組み・内容・担当

	取り組み	内容【担当】
57	働く世代の健康づくり	町民の生活習慣病の発症および重症化を予防するため、特定健診・特定保健指導（30～74 歳の国民健康保険加入者）、がん検診などを実施し、働く世代の健康づくりを推進します。また健康についての情報提供に努めます。 【健康課・住民課】
58	教職員の勤務環境の充実	教職員の労働実態を把握し、メンタルヘルスの状況を客観的に評価し、必要な場合には適切な支援につなげます。 【学校教育課】
59	職員の健康管理	職員の心身の健康を保持するため、健康相談、健診後の事後指導、職員のメンタルヘルス研修、産業医面接、復帰プログラムの実施、長時間労働の是正、ハラスメント研修を実施します。 【総務課】
60	中小企業資金融資	信用保証制度を利用した中小企業に対する補助を行うことで、低利の融資を行います。 【産業環境課】
61	小規模事業所における健康相談など	勤務者・経営者からのメンタルヘルス不調を含む健康問題について、医師または保健師が広く相談を受け、管理監督者に対してのパワハラや自殺対策などに関する研修は、福岡産業保健総合センターに依頼します。また長時間労働者や高ストレス者に対する医師の面接指導もしくは保健指導を行います。 【北九州西地域産業保健センター】
62	役場のイベントなどの場での健康相談の実施	産業医や産業保健師によるメンタルヘルスを含む健康相談を開催します。 【北九州西地域産業保健センター】

●目標値

取り組み	現状値（平成30年度）	目標値（2023年度）
30歳代の自殺死亡率を平成24年～28年の平均と比べて30%以上減少させる	男性：56.7 女性：23.0 (平成24年～28年平均)	男性：39.7以下 女性：16.1以下 (2019年～2023年平均)
町内の小規模事業所へ産業保健センターの活用について周知する (チラシの配布)	—	2023年までに町内の全事業所にチラシを配布する

●今後の方針

水巻町内は小規模事業所が多く、会議や研修会の場合へ事業主が集まる機会を持つことが難しいため、商工会などを通じて勤務者・経営者へこころの健康づくりや自殺対策についての普及啓発と、相談先の周知を強化していきます。

【水巻町・水巻町自殺対策庁内推進委員会】

水巻町と職業団体が連携し、働きやすい職場づくりのための職場巡視などを広めていくよう努めます。

【水巻町・北九州西地域産業保健センター】

重点施策 3 無職者・失業者・生活困窮者への対策

一般に自殺のリスクが高いと言われている無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題などを抱えている場合もあります。また生活困窮者も多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、自殺のリスクが高い傾向にあると言えます。

水巻町の平成21年から29年までの自殺者のうち、無職者（主婦、年金・雇用保険者、無職者）が57.1%（36人）を占めています。

水巻町では、気軽に相談できる生活相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、自立相談支援事業などと連携しながら、包括的な支援を行っています。

●取り組み・内容・担当

	取り組み	内容【担当】
63	納税に関する相談	納税が困難な方を対象に、ファイナンシャルプランナーが、生活再建や家計の整理の改善を図るなど、納税ができるようアドバイスを行います。 【税務課】
64	就学援助制度など	各種制度による教育費などの負担の軽減を図ります。（就学援助、保育料、就園奨励費など） 【学校教育課・子育て支援課】
65	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等医療費の助成による医療費の負担の軽減を図ります。 【住民課】
66	公営住宅管理	公営住宅の管理・公募事務を行い、生活困窮者の住居の確保を図ります。 【住宅政策課】
67	生活福祉資金貸付（県社協受託事業）	低所得者、障がい者または高齢者世帯に対して、資金の貸付けを行い、経済的自立や生活意欲の助長を図るとともに、民生委員・児童委員などと連携した援助指導を行うことで、安定した生活に向けた支援を行います。 【水巻町社会福祉協議会】
68	就労準備支援事業	就労を希望している人へ、就労準備から就労自立への支援を行います。生活習慣やコミュニケーションの訓練など、同じ課題を持つ仲間とさまざまなプログラムをすることで就労自立を目指します。 【福岡県自立相談支援事務所】
69	母子世帯・若年者等自立就労支援事業	生活保護受給者で就労可能な者に対し、職業カウンセラーがカウンセリングや就職斡旋などの就労支援を行います。 【福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所】

	取り組み	内容【担当】
70	多重債務者生活再建支援プログラム	多重債務を抱える生活保護受給者に対し、弁護士・司法書士などを紹介して債務整理を行わせることにより、生活再建を支援します。 【福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所】
71	生活保護受給者健康管理支援事業	生活保護受給者のうち、生活習慣病の有病者などに対し、専門資格を有する健康管理支援員がケースワーカーとともに生活習慣の改善や適切な受診を促すなどの健康管理支援を行います。 【福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所】
72	長期入院患者社会復帰促進事業	長期入院している生活保護受給者に対し、家族の受け入れが困難などの理由により長期入院を余儀なくされている者について、コーディネートアドバイザー（長期入院患者社会復帰支援員）が医療機関や受け入れ可能な施設と調整を行い退院を支援します。 【福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所】
73	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども（小・中学生）に対し、学習支援員が学習の支援を行います。 【福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所】

●目標値

取り組み	現状値（平成30年度）	目標値（2023年度）
納税相談などの機会を利用し相談先の周知を行う（チラシの配架）	—	2か所以上に配架

●今後の方針

今後は、社会的に孤立した無職者・失業者・生活困窮者を関係機関へつなぐ活動を通じて、生きることの促進要因を強化すると共に、自殺のリスクを抱える人を見出し、支援へとつないでいけるよう努めます。

【地域づくり課・全庁】

重点施策 4 高齢者・障がい者等への対策

ここでいう「高齢者・障がい者等」の等には、高齢者や障がい者（児）を支える家族や関係者、障がいの有無に関わらず支援が必要な人とその家族を含めます。

高齢者や障がい者等においては、生活などに対してさまざまな対策・事業が整備されてきていることから、行政サービスや民間事業者のサービス、民間団体の支援、既存の資源を活用し、各関係機関が連携をとることで、一人ひとりとその家族に対して生きることの包括的な支援としての施策の推進が求められます。

また、高齢者や障がい者等は、生活の場である地域での見守り体制や社会参加の強化などを通して孤立・孤独を防ぐことが重要です。

水巻町の平成 21 年から 29 年までの自殺者のうち、60 歳以上が 47.6%（30 人）を占めています。特に 60 歳代の自殺者は平成 21 年から毎年発生しています。

そのため、高齢者・障がい者等に包括的な支援が行えるよう関係機関で協働して支援体制を整えるとともに、住み慣れた地域での生活に合わせたサービスの提供に努めています。

●取り組み・内容・担当

	取り組み	内容【担当】
74	地域障がい者支援協議会の開催	地域における障がい者等への支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備を行い、障がい者等の地域生活を支援します。 【福祉課】
75	地域ケア推進会議の開催	地域包括ケアシステムの構築を推進するため、高齢者等への保健、医療、福祉などのサービスについて総合調整および施策への反映を行います。 【福祉課】
76	地域包括支援センター事業	地域で暮らす高齢者を対象に、保健・福祉・医療などのさまざまな面から総合的に支え、相談、権利擁護（成年後見制度の利用促進、高齢者虐待への対応など）、介護予防ケアマネジメントなどを行います。 【福祉課】
77	高齢者等の社会参加の促進	福祉バスの運行、居場所づくりの推進、サクラほーるの運営、シルバー能力活用事業、ふれあい体操、地区活動などを通して高齢者や障がい者等の社会参加を促進します。 【福祉課・健康課】
78	福祉のサービスを通じた生活支援	配食サービス、緊急通報装置給付・貸与事業、買い物困難者への支援、緊急的な短期入所措置などの体制構築、リハビリテーション専門職の活用など福祉サービスを通して、高齢者・障がい者等へ生活支援を行います。 【福祉課】

	取り組み	内容【担当】
79	地域福祉ネットワーク活動事業 (小地域福祉活動)	ひとり暮らしまたは夫婦のみの高齢者世帯、また手助けが必要な世帯を地域住民がそれぞれの立場から無理のない方法で見守り、お互いに支え合える体制を構築していくため、地域住民を主体とした「地区福祉会」組織の普及・推進を図ります。 【水巻町社会福祉協議会】
80	シルバー能力活用事業 (町受託事業)	おおむね 60 歳以上で健康かつ働く意欲のある人を対象に就労者としての登録を行い、さまざまな作業や管理委託業務などを提供し、高齢者の生きがいがづくり、社会参加の促進を図ります。 【水巻町社会福祉協議会】

●目標値

取り組み	現状値（平成 30 年度）	目標値（2023 年度）
60 歳代の自殺死亡率を平成 24 年～28 年の平均と比べて減少させる	男性：33.9 女性：31.0 (平成 24 年～28 年平均)	男性：全国平均以下 女性：21.7（30%減少） (2019 年～2023 年平均)
福祉・介護関係者へのゲートキーパー等研修の実施	—	2023 年までに 1 回以上

●今後の方針

高齢者や障がい者等の孤立・閉じこもりなどを防ぐため、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現などの施策と連動した事業の展開を図り、居場所づくり、社会参加の強化といったソーシャルキャピタルの醸成を促進する施策の推進に努めます。

また、日ごろから住み慣れた地域で、地域住民や介護従事者などによる見守りを強化していくことで、高齢者・障がい者等本人のみならず家族に対する支援も含めて対策に取り組んでいきます。

【福祉課・健康課・地域づくり課】

第4章 自殺対策の推進体制

1. 計画の周知

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取り組んでいけるよう、広報やホームページなどを活用し、本計画の周知を行います。

2. 推進体制

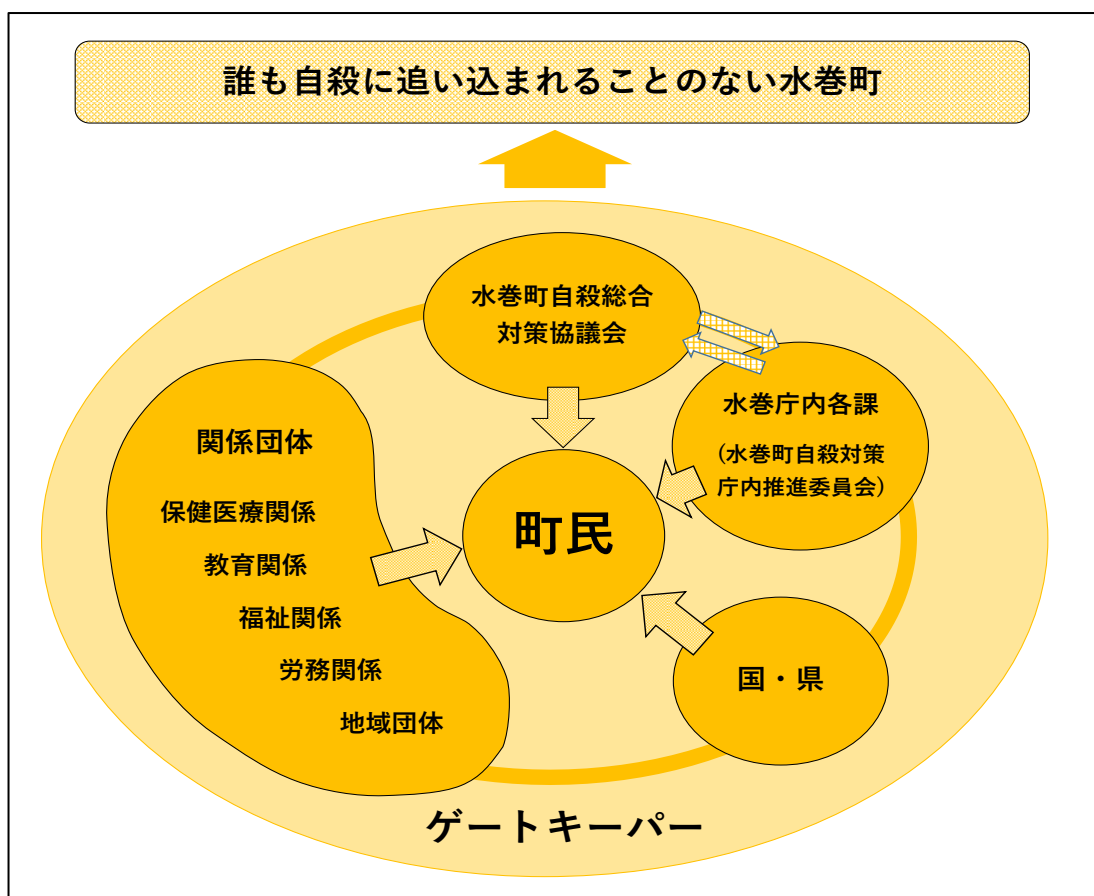
自殺対策を推進するため、水巻町自殺総合対策協議会、水巻町自殺対策庁内推進委員会を連動させ、総合的な対策を推進します。

また庁内や関係団体で事業の推進に努め、誰も自殺に追い込まれることのない水巻町の実現を目指します。

町では、国・県から町の自殺対策に対する助言や支援を受け、国・県が実施する広域的な事業や基盤を活用するとともに、専門職員向けの研修会へ参加します。

3. 本計画の取り組みや目標値について、適宜評価し、本計画の適切な進行管理に努めます。

●自殺対策の推進体制図



第5章 用語解説

(ABC順、五十音順)

用 語	解 説
PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。行政施策や企業の事業活動に当たって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。
ゲートキーパー	専門性の有無に関わらず、自殺の危険性を知り、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る役割を持つ人。
こころの体温計	パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用して質問に答えることでメンタルヘルスチェックができるシステム。健康状態や人間関係、住環境などのストレスを段階的に評価でき、相談先を知ることもできる。
自殺死亡率	人口10万人あたりの自殺者数
ソーシャルキャピタル	信頼や規範、ネットワークなど、社会や地域コミュニティにおける人々の相互関係や結びつきを支える仕組みの重要性を説く考え方。人々の協調行動を活性化することによって培われるもので、それが豊かに蓄積されるほど、社会や組織の効率性が高まるのが特徴とされる。
地域自殺実態 プロファイル	国が地域自殺対策計画の策定を支援するために、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県および市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率、関連する地域特性、重点的に取り組むべき対象などについて示されている。
地域自殺対策政策 パッケージ	国が地域自殺対策計画の策定を支援するために、自殺総合対策推進センターにおいて、全国各地で行われている先駆的な取り組みに関する情報を収集・集約したもの。
ティームティーチング	授業場面において、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、個別および集団に対し指導する方式のこと。
二次保健医療圏	病院および診療所の病床の整備を図るべき地域単位として都道府県が設定する医療計画上の区域。高度あるいは特殊な医療を除く入院医療を主体とした一般の医療需要に対応し、医療機関相互の連携に基づく包括的な保健医療サービスを県民に提供していくための基礎となる圏域。
福岡産業保健総合支援 センター	健康で安心して働ける職場づくりのため、小規模事業所の事業主や労働者、産業保健関係者に対して相談や研修、広報啓発活動などを行っている。
福岡県自立相談支援 事務所	生活に困りごとを持つ人に対して、関係機関と連携し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施する機関。自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業などを行っている。

第6章 資料

1. 自殺対策基本法

自殺対策基本法

(平成18年6月21日法律第85号)

第一章 総則（第一条―第11条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第12条―第14条）

第三章 基本的施策（第15条―第22条）

第四章 自殺総合対策会議等（第23条―第25条）

附則

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効

果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。（関係

者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしきもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充

てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率性かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれが

ある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第19 条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第20 条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第21 条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第22 条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第23 条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第24条 会議は、会長及び委員を持って組織する。

2 会長は厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第25 条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

（施行期日）

第1 条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成27 年9月11 日法律第66 号)抄

（施行期日）

第1 条 この法律は、平成28 年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第6 条 この法律の施行の際現に第27 条の規定による改正前の自殺対策基本法第20 条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27 条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第7 条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成28 年3月30 日法律第11 号)抄

（施行期日）

1 この法律は、平成28 年4月1日から施行する。

2. 自殺総合対策大綱（概要）

（平成29年7月25日閣議決定）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが思い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. 関連施策との**有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5⇒13.0以下）

（WHO：仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012)）

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- 自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に関する教育の実施（**SOSの出し方に関する教育の推進**）
- ・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（**革新的自殺研究推進プログラム**）
- ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供
- ・子ども・若者の自殺調査・死因究明制度との連動
- ・オンライン施設等の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ・ICT（インターネットやSNS等）の活用
- ・いじめ、児童虐待、性被害、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所づくりの推進

8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を持つ医療機関の整備
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ・居場所づくりとの連動による支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- ・遺族の自助グループ等の運営支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進
- ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- ・遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

10. 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ・若者の特性に応じた支援の充実
- ・知人等への支援

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

3. 水巻町自殺総合対策協議会条例

水巻町自殺総合対策協議会条例

平成30年3月29日条例第14号

(設置)

第1条 町の自殺対策が生きることの包括的な支援として実施され、関係機関等による密なる連携のもと、誰もが自殺対策に関する支援を受けられる体制を推進するため、水巻町自殺総合対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水巻町自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画の評価、検証に関すること。
- (3) 総合的な自殺対策の推進に関すること。
- (4) その他自殺予防対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 労務関係者
- (5) 地域団体関係者の代表
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 協議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、水巻町特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第9号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4. 水巻町自殺対策庁内推進委員会要綱

水巻町自殺対策庁内推進委員会要綱

平成22年11月25日告示第87号

(設置)

第1条 水巻町における自殺対策に関する総合的な対策に関する事項を推進するため、水巻町自殺対策庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(推進事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を推進する。

- (1) 自殺対策の計画の立案、推進及び評価に関する事項
- (2) 自殺対策の連絡調整に関する事項
- (3) その他自殺対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる課の職員のうち、町長が指名する職員をもって組織する。

- (1) 総務課
- (2) 産業環境課
- (3) 学校教育課
- (4) 地域づくり課
- (5) 健康課
- (6) 福祉課
- (7) 住民課

2 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会に副会長1名を置き、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めることができる。

3 委員は、自ら会議に出席できないときは、所属の職員を代わりに出席させることができる。

4 会長は、必要に応じて担当学会議を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成26年3月31日告示第18号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。



ゲートキーパー研修の様子



自殺総合対策協議会の様子



自殺総合対策協議会の様子

5. 水巻町自殺対策庁内推進委員会経過

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
ネット ワーク	協議会				
	委員会名称	水巻町自殺対策庁内検討委員会設置 (事務局：福祉課)			事務局：健康課に移管 →
	事業計画				行動計画作成
	委員会開催	1回	2回	2回	4回
人材 育成	研修会対象者	検討委員会委員	全職員	区長・区役員・民生委員・児童委員・町議・職員	
	テーマなど	自殺対策支援者研修	「うつ病を中心とした精神の病気と自殺予防」	「もしも、死にたい」と打ち明けられたら？～町民で行う生きる支援～	
	講師		精神科医	精神科医	
普及・啓 発	普及・啓発・ 電話相談		町民向けパンフレット作成・配布（広報折込）		相談窓口を掲載したクリアファイル作成 (1,000枚) 回覧板フォルダー作成 (1,000部)
	図書館		自殺対策関連書籍設置 9月、3月	関連書籍購入	→
	広報				9/10 ストレスについて
若年 層 対 策	若年層対策				小中学生及びPTA、教職員、行政職員を対象に、いのちの大切さと夢を持つことを育む講話 ・ 頃末小学校5・6年生 (100名) 講師：助産師 ・ 机小学校5・6年生 (86名) 講師：住宅施工会社社長
他	その他				

平成31年2月作成

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
				水巻町自殺総合対策協議会 設置（事務局：健康課）
自殺対策検討→自殺対策 推進へ名称変更				→
3か年計画推進（26年～28年度）			3か年計画推進（29年～31年度）	
4回	4回	6回	3回	3回
全職員 （3か年で職員の96%が出席）			民生委員・児童委員、 新採職員	区長、教育委員、人権擁護 員、新採職員
自殺予防の現場から/自死遺 族の現場から	ゲートキーパーのすすめ ～あなたとあなたの大切な 人を守るために～	自殺の基礎知識とその対応 について	相談にのる立場から具体的 事例を通して考える「認知 症と介護うつ病について」	地域における見守りや対応 について
北九州いのちの電話 事務 局長 リメンバー福岡 代表	臨床心理士 心理士	大学教授	大学教授	大学教授
ウェットティッシュ （3,000個）配布 （役場各窓口、こすもすま つり、成人式）	ウェットティッシュ配布 （集団健診） 職員向けリーフレット配布 （300部）	相談窓口パンフレット配布 （民生委員・児童委員）	相談窓口パンフレット配布 （民生委員・児童委員） 回覧板フォルダー作成 （1,000部） 啓発ティッシュ配布 （500個）	→
町内公共機関各トイレの洗 面台に相談カードを設置				→
こころの体温計（メンタル チェックシステム）導入		睡眠障害チェック項目追加		→
				→
3/10 こころの健康づくり	3/25 自殺対策月間	3/10 ストレス軽減方法	3/10 ゲートキーパーについて	3/10 うつ病について
			・町内小学6年生、中学3年 生に相談窓口を記載したク リアファイルを配布 （850枚）	→
職員アンケート実施 （庁内メール）				水巻町自殺対策計画策定

6. 水巻町自殺総合対策協議会委員名簿

任期：平成30年4月1日から3年間

	団体等	氏 名
保健医療関係者	産業医科大学 医学部救急医学	真弓 俊彦
教育関係者	水巻町校長会	堀内 修史
福祉関係者	水巻町社会福祉協議会	梅本 大吉郎
	福岡県自立相談支援事務所	松藤 泰大
労務関係者	北九州西地域産業保健センター	井関 貴子
地域団体関係者の代表	水巻町民生委員・児童委員協議会	永嶋 三津江
関係行政機関の職員	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保護第1課	○小泊 和代
その他 町長が認める者 (町民代表)	水巻町議会	津田 敏文
その他 町長が認める者	副町長	◎吉岡 正
オブザーバー	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進課	大庭 隆子
水巻町自殺対策庁内 推進委員会	水巻町児童少年相談センター	西 浩子
事務局	水巻町 健康課	内山 節子 河村 眞紀代 山口 ゆう子 大森 祐希

(敬称略)

◎は会長、○は副会長

7. 水巻町のち支える自殺対策計画策定経過

平成 30 年	
3 月	庁内事業の棚卸し実施
5 月～6 月	各課ヒアリング実施
6 月 26 日	第 1 回水巻町自殺総合対策協議会 ・自殺対策計画策定と水巻町における自殺対策の取り組みについて ・水巻町の自殺の現状について ・政策パッケージおよび地域自殺実態プロフィールについて
7 月 10 日	水巻町自殺対策庁内推進委員会（第 1 回） ・国、県の自殺の動向など ・水巻町自殺対策計画策定の進捗について
8 月 7 日	第 2 回水巻町自殺総合対策協議会 ・関係団体の生きる支援に関連する事業について ・水巻町自殺対策計画に向けての課題について ・水巻町自殺対策計画骨子（案）について
10 月 2 日	第 3 回水巻町自殺総合対策協議会 ・水巻町における自殺の特徴について ・水巻町自殺対策計画に向けての課題について
10 月 23 日	水巻町自殺対策庁内推進委員会（第 2 回） ・水巻町職員のメンタルに関する事業について ・平成 31 年度自殺対策行動計画と予算について ・水巻町自殺対策計画の骨子（案）について
11 月 26 日	第 4 回水巻町自殺総合対策協議会 ・水巻町自殺対策計画（案）について
12 月	パブリックコメントの実施
平成 31 年	
1 月 29 日	第 5 回水巻町自殺総合対策協議会 ・水巻町自殺対策計画の決定
2 月 21 日	答申
2 月 26 日	水巻町自殺対策庁内推進委員会（第 3 回） ・水巻町自殺対策計画について ・平成 30 年度の実績報告と評価 ・平成 31 年度の行動計画立案



水巻町いのち支える自殺対策計画

発行日 平成 31 年 3 月

発 行 水巻町

編 集 水巻町 健康課
〒807-0025

福岡県遠賀郡水巻町頃末南三丁目 11 番 1 号

TEL (093) 202-3212 FAX (093) 202-3621

「どうしたと？」
聞かせてほしい
あなたの気持ち

STOP！ 自殺！



水巻町公式マスコットキャラクター

みずまる